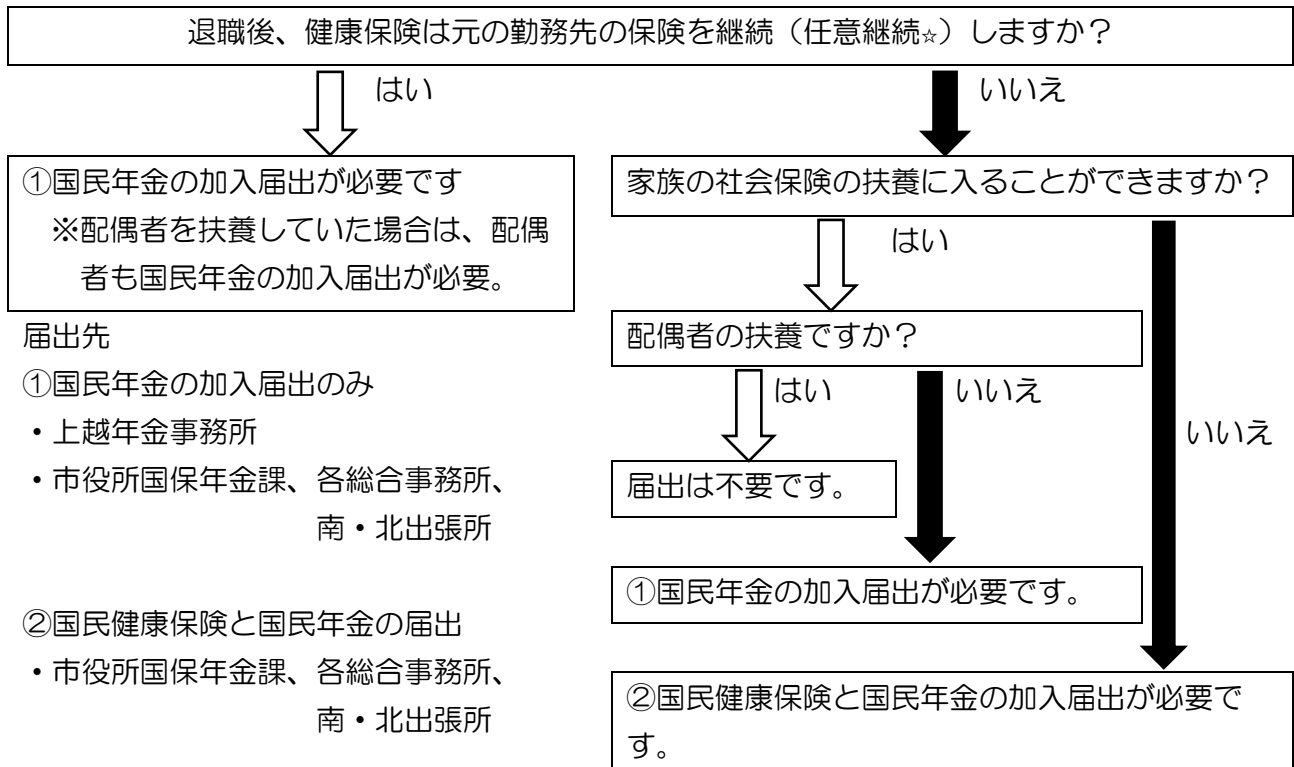


国民健康保険や国民年金の届出について

勤務先を退職などされ、社会保険や厚生年金の資格を喪失された場合は、次のあてはまる「はい」・「いいえ」に進み、必要な届出をお願いします。



○届出の際は、次のものをお持ちください。

- ・健康保険・厚生年金保険資格等取得（喪失）連絡表
- ・届出人の本人確認できるもの（マイナンバーカード・運転免許証など）

☆健康保険の任意継続とは

退職後も継続して元の勤務先の健康保険に個人で加入できる制度です。国民健康保険と任意継続では保険料の計算方法が異なりますので、加入手続の前に双方の保険料を確認することをお勧めします。

- ・任意継続の保険料の試算→元の勤務先又は元の健康保険の運営団体にお問い合わせください。
- ・国民健康保険税の試算→市の窓口で行っています。

詳しくは、上越市国保年金課国保管理係（TEL025-520-5714（直通））までお問合せください。